

# 第三次循環型社会形成推進基本計画の概要

2013年11月12日

日本CSR普及協会・環境専門委員会

弁護士 佐藤泉

平成25年3月31日に、第三次循環基本計画が閣議決定されました。環境関連法は、環境基本法のもとに作る環境基本計画のもとで施策が進められています。廃棄物問題は、従来は典型的な悪臭・大気汚染・水質汚染などの公害未然防止として位置づけられていましたが、その後天然資源の消費抑制、資源の循環的利用の促進という観点も必要であるとされ、平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定されました。そこで、これ以降、環境基本計画とは別に、循環型社会形成推進基本計画が作成されるようになったのです。

今年作成された循環型社会形成推進基本計画は、平成23年に発生した東日本大震災により大量に発生した震災廃棄物（主にがれき）の問題、また東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質に汚染された廃棄物の問題などが取り上げられており、まさに異常事態への対応が求められた基本計画です。また、レアメタルなどの資源の獲得も重要課題となっており、国際的な資源争奪のなかでの、循環型社会のあり方にも触れられています。

そこで、今回は、この基本計画の内容を紹介致します。

## <デカップリングって何>

最近、環境問題では、「デカップリングが必要」という言い回しがよく聞かれます。この意味は、経済が成長すれば環境負荷も増えるという連動性（この連動性をカップリングという）の関係を、引き離すということです。つまり、経済が成長しても、環境負荷は増加せず、逆に環境負荷を減らすように誘導する、という政策なのです。例えば、農業生産をあげると同時に、農薬の使用量を減らすなど環境負荷を低減するように政策誘導するなどというのも、デカップリングの一例です。

今回の循環型社会形成推進環境基本計画でも、冒頭に、経済的な成長を目指しつつ、資源利用を削減し、また資源利用に伴う環境負荷を低減するという、2つの意味におけるデカップリングが必要だとされています。

今まで、環境に取り組むことは、経済成長にマイナスであると思われがちだ

った点の、発想を転換することが求められているということでしょう。

#### <2Rの推進>

従来、環境問題では、3Rすなわち、リデュース、リユース、リサイクルを推進することが必要であるとされていました。しかし、今回の計画では、まずリデュース、リユースを可能な限り推進することが基本だとされています。

これは、無理な大量リサイクルによる環境負荷や無駄に対する懸念を示しているともいえます。食品リサイクル法や家電リサイクル法では、本来まだ食べられる、使えるものまでリサイクルされているということに対する警鐘を含んでいます。

#### <循環資源の高度利用>

リサイクル製品の品質は、バージン原料の製品のそれよりも劣化しがちです。そこで、水平リサイクル、アップリサイクルなど、リサイクル品の品質を向上することが必要だとされています。

また、サーマルリサイクルについても、発電利用など、高品質なエネルギーへの転換が期待されています。

#### <安全・安心の確保>

震災廃棄物や放射性物質に汚染された廃棄物、PCB廃棄物について、受入れる自治体や住民の反対があるため、処理が困難となっています。

廃棄物処理についての、リスクコミュニケーションが重要だとされています。

#### <地域循環>

循環型社会の考え方として、国としての循環の仕組みと地域内循環の仕組みのどちらを優先させるか、またこれらをどう融合させるかは難しい問題です。この問題提起には、なかなか適切な答えがないのが実情ではないでしょうか。

#### <廃棄物の適正処理>

これは、従来廃棄物処理法が担当していた分野です。逆にいえば、適正処理以外の問題には、廃棄物処理法が明確な答えを出せないため、政策としての必要性が高まっているといえるでしょう。

#### <国際的取組>

廃棄物産業の海外進出を進めるという方向性が示されると同時に、廃棄物の不正輸出入を監視するための水際対策の強化が必要であるとされています。

このような循環型社会形成の取り組みは、企業にとってまさしくCSR活動といえます。企業は、社会が必要とするシステムを担う主役です。従来は、廃棄物の適正処理という観点が重視されていましたが、今後はさらに、循環型社会に対応することが、製造と販売及び顧客サービスの基本になるものと思います。

以上